に供する電子証明書（当該相手方に係る利用者（電子署名法第二条第二項に規定する利用者をいう。）の真偽の確認が、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成十三年法務省令第二号）第五条第一項各号に規定する方法により行われて発行されるものに限る。）並びに電子署名法第二条第一項に規定する電子署名が行われた当該相手方の住所、氏名、職業及び年齢の電磁的方法による記録の提供を受けること。

十　［略］

4　［略］

（情報通信の技術を利用する方法）

第十九条の二　法第十九条第三項の国家公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　公安委員会の使用に係る電子計算機と古物商の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該古物商の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　［略］

（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）

第十九条の六　法第二十一条の五第一項の国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準は、次のとおりとする。

一　古物の売却をしようとする者からのあっせんの申込みを受けようとするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等（犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二条第二項第一号から第三十六号までに掲げる者をいう。）が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けた本人の名義のクレジットカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードについて登録をしている情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がないことを確かめることそ

七　［同上］

4　［同上］

（情報通信の技術を利用する方法）

第十九条の二　法第十九条第三項の国家公安委員会規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

一　公安委員会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と古物商の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、当該古物商の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二　［略］

（盗品等の売買の防止等に資する方法の基準）

第十九条の六　法第二十一条の五第一項の国家公安委員会が定める盗品等の売買の防止及び速やかな発見に資する方法の基準は、次のとおりとする。

一　古物の売却をしようとする者からのあっせんの申込みを受けようとするときに、当該者が本人の名義の預貯金口座からの振替の方法により料金の支払を行うことを当該預貯金口座が開設されている金融機関等（金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律（平成十四年法律第三十二号）第二条に規定する金融機関等をいう。）が承諾していることを確かめること、当該者から申出を受けた本人の名義のクレジットカード番号及び有効期限に係る本人の名義のクレジットカードを使用する方法により料金の支払を受けることができ、かつ、当該クレジットカードについて登録をしている情報と当該者から申出を受けた情報に齟齬がな

の他これらに準ずる措置であって人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講ずること。	いことを確かめることその他これらに準ずる措置であって人が他人になりすまして古物の売却をすることを防止するためのものを講ずること。
［二～九　略］	［二～九　同上］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。